

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第6号（5.5.31） 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないこと。 2. 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 信教の自由・基本的人権を守る兵庫県民の会 榎本 康之</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>

31
令和5年5月22日


神戸市議会議長
坊 恭寿 殿

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

住所 兵庫県神戸市中央区

電話

氏名 信教の自由・基本的人権を守る兵庫県民の会

榎本 康之 

平素より、住民の安心・安全な暮らし、そして幸せのため、議会運営にご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、以下のとおり陳情いたしますので、何卒お取り計らいますようお願い申し上げます。

《 陳情事項 》

- 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。
- 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。

《 理由 》

1 事項1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」といいます。）を公表し、声明文を全国の1788自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われます。

本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」といいます。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」といいます。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し（下記3参照）、憲法違反となる恐れが大いにあります（下記4参照）。

2 事項2について

世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものといえます。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。

3 本件声明が国連宣言に違反すること

宗教または信条に基づくすべての不寛容および差別の撤廃に関する国連宣言（1981年国連総会採択）より

国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。そこには、すべての国は「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見を煽り、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきです。

4 本件声明（全国弁連声明の4つの趣旨）が憲法違反となること

(1) 本件趣旨1について

本件趣旨1は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や霊感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や霊感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

そのような中、特定の宗教を名指しし、若しくはその活動を畏縮させるよ

あり、断じて容認できません。

(5) 訴訟の可能性があること

上記の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法順守義務（憲法99条）に違反するおそれがあります。

そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行う可能性があることを申し添えておきます。

以上となります。何卒、本意をお汲み取りくださいますよう重ねてお願い申し上げます、また、議員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。